様式第２号（第８条関係）

審議会等会議録

会議の名称	令和７年度第１回加須市子ども・子育て会議
開催日時	令和７年８月４日（月） 午後１時３０分から午後３時００分まで
開催場所	加須市役所５階　５０４会議室
議長氏名	村山　祐一会長
出席委員	寺井　次郎 委員　内田　俊輔　委員　島山　宏　委員 小勝　裕真 委員　山口　由起子委員　谷山　浩子　委員 林　香織 委員　小島　浩子　委員　小川　三代子委員 植竹　公子 委員　猪股　富美子委員　大木　正仁 委員 田中　良明　委員　松本　裕美子委員　村山　祐一 委員 計１５人
欠席委員	市川　江梨子 委員　芳賀　英暢 委員　齋藤　ユキ子 委員 小川　優子　委員　小林　健吾 委員 計　５人
会議次第	１　開会 ２　委員の委嘱 ３　あいさつ ４　報告事項 （１）令和６年度第２期加須市子ども・子育て支援計画の実施状況について （２）ヤングケアラー実態調査について （３）こども誰でも通園制度の開始にかかる条例等の制定方針について ５　その他 ６　閉会
会議資料の名称	令和７年度第１回加須市子ども・子育て会議次第 加須市子ども・子育て会議委員名簿 資料１　令和６年度第２期加須市子ども･子育て支援計画実施状況報告書 資料２　令和７年度加須市ヤングケアラー実態調査について 資料３　こども誰でも通園制度の開始にかかる条例等の制定方針について
会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の数	なし

説明者の 職・氏名	子育て支援課長　植木　孝幸 すくすく子育て相談室長　小林　英憲 こども保育課長　野本　弘美
関係課職員 職・氏名	すくすく子育て相談室長　小林　英憲 こども保育課長　野本　弘美
事務局職員 職・氏名	こども局長　田村　禎子 子育て支援課長　植木　孝幸 同課主幹　斉藤　将宏
会議録の 作成方法	■　要点記録 □　全文記録
その他必要 な事項	

様式第３号（第８条関係）

発言者	会議の内容（発言内容、審議経過、決定事項等）
斉藤子育て支援課主幹	１　開会
萩原副市長	２　委員の委嘱
村山会長	３　会長あいさつ
萩原副市長	４　副市長あいさつ
	５　報告事項
議長（村山会長）	議事の進行については、事務局の意向により３つの報告事項について続けて事務局から説明していただき、その後、委員の皆様からご質問やご意見をいただく時間を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。 はじめに、報告事項の（1）令和 6 年度第 2 期加須市子ども・子育て支援計画の実施状況について事務局から説明をお願いします。
植木子育て支援課長	（資料に基づき説明）
議長（村山会長）	次に、報告事項の（2）ヤングケアラー実態調査について事務局から説明をお願いします。
小林すくすく子育て相談室長	（資料に基づき説明）
議長（村山会長）	次に、報告事項の（3）こども誰でも通園制度の開始にかかる条例等の制定方針について事務局から説明をお願いします。
野本こども保育課長	（資料に基づき説明）
議長（村山会長）	資料 1 から 3 まで説明をしていただきましたけれども、ご意見なりご質問なりございましたら、挙手をお願いします。
内田委員	ヤングケアラーに関するアンケート調査を行うということですが、アンケートだと、どちらかと言えば、私はヤングケアラーだという自覚がない限りは、なかなか認めてもらえないということになると思います。虐待でいうと、近隣の方や学校からの通報の制度があると思います。小学校、中学校の先生方が、この子はヤングケアラーではないかと言って、その子をヤングケアラーの対象にあげてあげる方が効率的だと思います。 そういうことも踏まえて考えると、実際に学校から通報や報告があがったときに、アンケートではそんなことは一切書いてないという場合には、どういうふうに対応するのか。あと、加須市がヤングケアラーとして認知している子が何人くらいなのか教えてください。
小林すくすく子育て相談室長	１つ目のヤングケアラーの調査は、お子さん自身がヤングケアラーに当たると思うかどうかということになるので、自己申告的な面がございます。ヤングケアラーだと思うと回答したお子さん

	が実際にヤングケアラーの場合もありますし、ヤングケアラーだけれども、そう回答していない場合もあるかなと思います。 気づきという点で、この調査は効果的だと思っておりまして、国の通知に従い継続しているところでございます。 先ほど学校からの通報というお話がございましたけれども、学校でもヤングケアラーの調査を実施しておりまして、学校の先生から見てヤングケアラーと思われる世帯、こどもを抽出していただきまして、すくすく子育て相談室と連携して、令和7年度からヤングケアラー訪問支援事業といって、ヘルパーを派遣する事業にも取り組み始めています。その関係もあって、学校からの調査結果とすくすく子育て相談室の調査結果を突合し、連携しながらヤングケアラーに対応しているところでございます。 昨年度に実施した調査では、小学校4年生から6年生までの1,899人中147人、7.7%のお子さんが「ヤングケアラーは、こんなこどもたちです」という例示を加えたイラストを見て、自分がヤングケアラーに当てはまると思うと回答しています。また、中学1年生から3年生まででは、2,179人中65人、3.0%のお子さんが、イラストを見て自分はヤングケアラーに当てはまると思うと回答しています。 なお、国が令和2年度に実施した調査では、ヤングケアラーに当てはまると思うと回答した子が、中学生で5.7%、高校生で4.1%でございました。令和3年度に国が実施した調査では、小学生が6.5%、大学生が6.2%。埼玉県が令和2年に実施した調査では、高校生が5.3%等の数字が出ております。国や県の調査結果と比較しても、割合だけで見れば、大体同じくらいの割合の回答が出てきているのかなといったところでございます。 加須市では何人という具体的な人数は算出しておりませんが、その都度学校と連携して対応しているところでございます。
内田委員	具体的な人数を把握していないということですが、ヘルパーを派遣した実績は1件でもあるのか、ないのか。そこから積み上げていって、この子はヤングケアラーだったなとか、確定という形になって継続的にやっていくことになると思うのですが、実際にヘルパーが動いた実績はあるという認識でよろしいですか。
小林すくすく子育て相談室長	要保護児童対策地域協議会で把握しているヤングケアラーと思われる世帯は、昨年度の時点で5世帯ございまして、その5世帯を想定した中で今年度からヘルパー派遣事業を実施しております。今年度から開始して派遣実績は現段階で1世帯目です。 その他、その都度学校からヤングケアラーではないかということでお話がくるケースもございますが、要保護児童対策地域協議会で把握しているのは5世帯という数字でございます。
議長（村山会長）	他にございますか。
猪股委員	こども誰でも通園制度は、すでに昨年度の段階で118自治体が実施していて、管轄のこども家庭庁で、これらの先行事例、先行自治体について検証の調査をやりました。この3月にその結果が出て、実際にこども誰でも通園制度を開始して、どのような課題があるかということがいくつか具体的に出ております。 そうした課題への対応を考慮検討した上で、加須市も条例を制定するものと理解していますが、例えば、実際に先行自治体から課題として挙がっているのは、質の高い保育者の確保、これにつ

	いて8割以上の自治体が非常に課題だと答えています。 それから、誰でもどこでも通えるということで、保育者の精神的な負担も増えていく。記録の作成、請求処理、保護者との連絡手段等、そういった物理的負担が増えていると7割の自治体が回答しています。 それから、子育て支援については、すでに様々な行政サービスがあるため、そういったものとの同時進行になることでの事務的な煩雑さ。それから保護者対応の時間についても増えてしまったと答えているところがけっこうあります。 それから、やはり最初の頃は、たぶんこども家庭庁から様々な行政支援、財政支援があると思うのですが、7割近くの自治体が国の補助金では足りないと回答しています。 それから、一時預かりとこども誰でも通園制度との違いにおいて、こどもの育ちの観点から、実際の保育者が懸念を示しているという回答も出ています。これまでの一時預かりとこども誰でも通園制度、これをどう違いを出しながら運営していくのか。 それから、医療的ケア児、あるいは障がいのあるお子さんであるとか、そういったスペシャルニーズを抱えたこどもたちについては、こども誰でも通園制度ではどういう運用をするのか。 それから、やはりいろいろな保育サービスがあるので、そういった他のサービスを保護者の方々がどのようにうまく運用していくのか、利用しやすさですよね。そういったところの実際の運用場面も想定した上で、加須市の子育てニーズや特性に応じた条例を作っていくのか。モデル事業の検証の調査を踏まえた上で、加須市では条例を構築していこうとしているのか、その辺の状況について説明をお願いします。
野本こども保育課長	令和6年度に全国118の自治体で試行的事業が実施されていますが、国は、どういった課題があるのか、やってみてどうなのか、現実どういうふうにしたらいいのか、課題を明らかにするために、試行的事業という形でこども誰でも通園制度を始めているというふうに認識しております。また、試行的事業を通じて、質の確保ですとか、保護者対応への負担など、様々な課題が出てきているということも認識しています。 国では、制度の本格実施に向けて、様々な課題を洗い出して、この試行的事業、今年度も試行的にこの1年かけてやっていますので、この2年間で出た課題を踏まえて、令和8年度の本格実施、運用開始に向けて制度を整備していく、ブラッシュアップをして整備を進めていくものというふうに理解しております。 こちらの制度は、全国どの自治体でも共通で実施する給付制度、全国どの自治体でも同じようにお使いいただける制度となりますので、市としては、実施についての条例については、やはり国が示す基準と同様の基準で制定する方針としておりまして、まずは、課題を踏まえた上での国の動向がどのようになるのか、そういったところを注視しながら、進めてまいりたいと考えています。 条例には、認定と基準があるのですが、その下には規則だとか運用の要綱であるとか、実際やっていく上でどういうふうに事業を進めていくかという、加須市のオリジナルを表現しやすい部分の規程であるとか、そういったものも作る必要性があれば、作ることになると思いますので、今のところは中身がわからない部分

	が多いというところで、ただ、来年の4月から始めなければいけないというところもありますし、まずは条例を国の基準に則った形で制定させていただきたいと思っております。 財源の確保に関しましても、参入する事業者はここが一番気になるところだと思っております。令和8年度から保育園と同じく給付制度に位置付けられることになります。その額は国が公定価格として定めることになりますので、これも令和6、7年度の課題を踏まえた内容が反映されたものになってほしいと、こちらも国の動きを見守っている状況でございます。 次に、一時保育との違いということですが、似たような制度で一時保育という保育事業もございまして、一番の違いは、一時保育は保護者の都合、保護者が保育できないから預かってほしいということで預けるものでございます。一方で、こども誰でも通園制度は、保護者の立場ではなく、こどもの育ちを地域で応援することを目的とした制度でございまして、家庭にいるだけでは得られないような経験をお子さんにしていただくことで成長を促していく、そういった制度です。目的が違いますので、両方並行して利用することも可能になっております。サービスを提供するときには、まず目的はこうですよ、こういったときにはこういう制度が利用できますということを保護者にきちんとわかりやすく説明することが求められてくると思いますので、その辺も含めて、きちんとした周知も併せてしていきたいと考えております。
議長（村山会長）	他にございますか。
小川（三）委員	こども誰でも通園制度について一番私が感じたのは、対象施設、幼稚園、保育園等は、すでに自分のところのカリキュラムに沿って動いているわけです。そこに、こども誰でも通園制度を利用するこどもたちが通園することによって、かなりの負担と、それから準備が必要になるということを感じました。 そして、令和6年度から118の自治体が実施しているということなので、それの反省と課題を踏まえて、来年4月を迎えるのだと思いますけれども、今の段階で、加須市としてこれを実施するに当たって、どのようなことが課題になるのか。ある程度想定はできると思いますので、教えていただけたらと思います。
野本こども保育課長	サービスを提供してくれる事業所があるかどうかという、環境整備というところが一番の課題かなと思っています。 法的な部分であるとか、条例等を制定するのは、粛々と事務を進めることが可能ですけれども、手を挙げてくれる事業所があるかどうかというところが一番の課題だと思っております。 民間事業者でも、人の問題とか、必要な経費の問題とか、場所の問題とか、そういうことをトータル的に考えて、事業をやるかやらないかという判断をしなければならないと思います。とはいえ、加須市で4月になって受け入れるところがゼロというのも、なかなか説明しづらいところでありますので、公立でも保育所や幼稚園がありますが、公立の施設を使って整備することも考えていかなければならないかなと考えています。
議長（村山会長）	こども誰でも通園制度で一番の問題は、直接入所になることです。市町村は入所について関与しなくなります。ですから、施設と保護者との契約、しかも、全国的に実施するということで、どこからでもネットで申し込みができる。それが基本になっていま

	す。 　そうすると、地域にいるこどもがどうこうじゃない。そういう問題まで出ていまして、それは本当にどうなるのか。その辺で、今調査をやっていろいろな問題点が出ている。だけど、問題点をクリアできるのかどうなのか。たぶん、それは市もわからないし、市町村は認可をするだけです。 　だから逆に言うと、ぜひ私が検討してもらいたいのは、認可の基準をかなりきちんとしたものにすることがまず大事じゃないかということです。こども中心というけれども、こども中心であればあるほど、本当は市町村が関与すべきだと思います。だけど、そうなっていない。市町村がやれる範囲といったら認可のところをどうするかということだけです。 　一時保育はそれなりに市町村との繋がりをもってやっていますけれども、こども誰でも通園制度は全然違ってしまいます。問題が起きても市町村に責任はないですから。 　そういう制度だということを知った上で、やるしかないのかなというふうに思います。 　他にございますか。
小勝委員	資料1の関係で2点ほど確認させてください。 　3ページのところで、再掲を含むと全部で338事業あって、目標を達成、あるいは概ね達成した事業が全体の74%ということで、本当に一生懸命取り組んでいただき、ありがたいと思っています。 　そういった中で、8ページの10番、民生委員・児童委員活動推進事業で、今後の対応等を考えると、民生委員・児童委員の欠員ということが現実にありますよね。今の定数に対してどれくらい足りないのか。あるいは地区ごとの人数は分かるのでしょうか。
植木子育て支援課長	詳しい数字は、把握しておりませんので、後日回答させていただきたいと存じます。
小勝委員	欠員が出ていることは間違いないというか、私も知り合いとかに民生委員・児童委員を引き受けてもらうように、区長さんなどと語りかけています。地域で見つけるということが第一ですが、できれば、市の職員OBの方が、いろんな経験とか知識をお持ちですから、積極的になっていただけると本当ありがたいと思います。 　これは市長や副市長にお願いする内容になるかもしれません。その点まずいかがでしょうか。
植木子育て支援課長	民生委員・児童委員を以前やっていた、あるいは、現在もやっているという市職員のOBの方はいらっしゃると思います。その辺は市長にも他の方面から話がいっていると思います。ご意見の内容も含めて担当課で事務を進めていると思います。
小勝委員	民生委員・児童委員や消防団員など、各種の地域で活躍されている方がいらっしゃって、定数割れをしてしまっているところが実際あるのですが、やっぱり必要な方ですよね。そういった方を把握するのも必要ですし、以前大桑地区で市長とその区長さんの話し合いの機会があったときに、ぜひ職員OBの方の積極的な協力もお願いしたいという意見も出ていましたので、お願いをさせていただければありがたいと思います。 　それからもう1点だけ。75ページ、242番の学校いきいきステーション事業ですけれども、これは県内でも先進的な取組だと思っています。ただ、年々登録者が減ってしまっていて、新しい

	方に入っていただけないのかなと思うのですが、その要因分析はされていますか。
植木子育て支援課長	学校いきいきステーション事業は、令和6年度の目標が4,700人に対し実績が2,703人ということで、「指標に関する決算年度の取組内容及び評価に関する分析」という欄に記載しているように、学校応援団登録者の高齢化が課題であるということで、高齢化でどんどん減ってきてしまっているということが登録者数の減少の要因になっています。
小勝委員	家庭と学校と地域の連携は大事だと言われていますし、まさに、この事業はそれに貢献をしていただける場でもあると思います。 今年度から学校運営協議会が始まっていますので、こちらでの啓発、皆さん方へのお声掛けを含めながら、ぜひ1人でも多くの方にというような取組をしていただけるように要望します。
議長（村山会長）	他にございますか。
小島委員	はじめに、資料3のこども誰でも通園制度について伺います。 市に申請をして認定を受けるということでしたが、認定を受けられないお子さんもいらっしゃるのでしょうか。 それから、預ける側のニーズもあると思うのですが、受ける側の、どういうところで、どなたがやってくださるのか、どういう形でやってくださるのか、ということがあっての預けるというところなのかな、命を預かるというのはそういうところなのかなと思うのですが、例えばアレルギーがあるとか、よく動いてしまうというお子さんを、今日行って、今から預かりますと。例えば、地域が違うところに突然来られた方を、今から預かりますということが本当に可能なのか、考えなければいけないと思います。 次に、ヤングケアラーの件ですが、今はまだヤングケアラーがどこにいるのか、誰がそうなのかということを探している状態なのかなと思います。どういう方がいらっしゃるのか、どういう家庭があるのかというところを探して、そこからどなたがどのようにケアしていくのかというところが見えなくて、そういうところも見えてくるといいと思います。 あと、学校からの通報という話もありましたが、毎日お子さんの顔を見ている学校の先生方が言ってくださるのはとても頼りになると思うのですが、「この頃あの人を見ないけど」「お子さんが何か買い物に行っているみたい」という近所の声は、どんなふうに、どこに伝えていけばいいのかなと思います。虐待については、ここに電話してというポスターなどがありますが、虐待の通報と同じような形で、通報者が守られながら、伝えられるシステムもわかるようになっているといいのかなと思います。 次に、資料1についてです。まず、13番の子育てサロン事業ですけど、目標がずっと毎年変わっていなくて、こどもの数が減っていて、保育園に通う子が増えているのに目標値が同じというのは違うかなと思います。お子さんを預ける共働きの方が増えているので、共働き世帯の増加により、主な利用者が少なくなって伸び悩んでいるということですが、そしたら、共働き世帯の方々が参加できるような子育てサロンはどういうものだろうと考えていく必要もあるのではないかと思います。 あと、こどもの居場所についてです。例えば、その居場所は、共働きのお母さん方が利用できる時間帯に設定されているのか、

	保育園が終わって、お子さんを連れてちょっと来られるお母さん方もいます。5時過ぎに来て、7時、8時まで遊んで行かれる方もいます。普通のコミセンや児童館だと5時で終わりです。でも、働いているお母さんが働いている場所からお子さんを引き取って、家に帰ったらすぐご飯をつくらなきゃいけない、お風呂を用意しなきゃいけない、その間ちょっとだけゆっくりしたいという場所に使えるとしたら、時間帯の問題とか、土日の開放とか、居場所を提供する側も、利用者に寄り添っていくことが大切なのではないかと思います。 　それから、子育てサロン事業ですけど、さっきの学校のボランティアも子育てサロンのボランティアも、結局ボランティアですよね。何かやってください、何かやって欲しいなと。そこに負担がいきすぎていて、ボランティアでお願いしますと丸投げされているような感じがしないでもないです。サロンで何かをやりたいと言ったとき、予算が欲しいと言っても、自分たちで捻出しなければいけないのか、自腹を切らないといけないのか。そういうところも、ここにこういう予算をとる方法がありますよとか、ここに共有できる道具があるのでそれも使えますよというような提示があると子育てサロンも運営しやすいのかなと思います。 　それから、こどもの居場所は、どれくらいの利用があるのか、どんなお子さんが何人いるのかがわからなくて、本当にここを使っているのかなと思います。お子さんにここに4か所あるからどうぞ使ってと言って、自転車で通うのでしょうか。車で送り迎えをするのでしょうか。不動岡コミュニティセンターでは、共有スペースにおさまって勉強をしたり、トランプをしたりしているのですが、そういうことをどれくらい把握されているのか。お子さんの目線で考えられた居場所を提供できているのかなと思います。 　それから、資料1の報告書の中には公園の維持管理についての報告もありました。たしかに、公園にある遊具が壊れていると、危ないので、それを整備していただくことはとても大切なことだと思いますけど、公園で遊んでいるお子さんはほとんど見なくなりました。夏だからということもあると思いますが、涼しい場所で遊んでいる子がほとんどです。公園のあり方は、今までと同じではなくなってきているのではないかなと思います。だったら、全天候型の施設を一つでもいいから用意してもらって、車でお母さんが連れて行って、そこで1日遊べるというような場所を提供してあげるということも一つなのではないかなと思います。トイレとか、ご飯を途中で食べたいよとか、そういう問題が起こることもあると思うので、例えば、民間商業施設と連携する方法もあると思います。近くに全天候型の体を動かして遊ばせ続ける場所がここにあるよって言ってあげられるといいなと思います。
野本こども保育課長	こども誰でも通園制度についてお答えします。 　まず、認定を受けられない人もいるのかというご質問だったと思いますが、利用できる条件は、6か月から3歳未満の保育を受けていないお子さんということで、確認をさせていただいて認定することになります。その条件に合致しなければ、認定は受けられないことになります。 　次に、預けるときに、いきなり行って預かってもらえるのかと

	いうお話があったと思いますが、小さなお子さんですので、いきなり来て預けますということは想定しておりません。預けるときの利用の流れとすると、利用者としての申請をし、市から認定を受け、どこで利用できるかを市のホームページ等で探し、お子さんの心配事であるとか、アレルギーの話もありましたけれども、そういったことがありますので、事前に利用施設と面談をしていただく形になります。 　日程を調整して面談を受けた後に、利用の予約ができるという流れになりますので、いきなりお願いしますというような使い方は想定しておりません。
小林すくすく子育て相談室長	まず、ヤングケアラーに関してお答えします。 　実際にヤングケアラーはどこにいるのかというお話がありましたが、確かにヤングケアラーの定義というのが、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」ということですので、ぴったりヤングケアラーに当てはめるのが難しいところもあるのですが、可能な限り要保護児童対策地域協議会をはじめ、学校等と連携して、ヤングケアラーの可能性がある方は把握して、できるだけ支援につなげていく対応をとっております。一番支援に繋がりやすいモデル的なお話ですと、例えば、ヤングケアラーが家族の世話をしていて、介護サービスを使っていなかったといった事例であれば、比較的すぐに改善できる、ヘルパーさんを派遣して、介在して、今まで使ってないサービスが使えるようになったという事例が一番わかりやすく、支援が目に見える形かと思っていたのですが、実際に対応している中では、目に見えるような支援に繋がる事例を見出すのは、複雑な家庭状況の中でなかなか困難なところもございまして、今の段階では、まずは、その家庭に入って信頼関係を築き、支援をできる限り継続していくような関係を築いていくところからなのかなということで、取り組んでいるところでございます。 　相談窓口については、年度当初に、問い合わせ先としてすくすく子育て相談室を載せたチラシを配布するなどして、少しでも大変だな、自分はヤングケアラーかなと思ったら、連絡してほしいということで周知しているのですが、周知の仕方をさらに改善して、少しでも自分がヤングケアラーかなと思った方からこちらにサインが来るような体制づくりを進めていければというふうに思っております。 　次に、資料１の９ページの13番、子育てサロンのお話もございました。夕方とか、予算をというお話もございましたけれども、なかなか難しいところもあるかなとは思いますが、今年度から、サロンを運営している方から、もうちょっとサロンの横の繋がり、連携がとれればいいという話を伺いましたので、サロンの活動をされる人たちを集めて、いろんな情報交換をしました。 　その中でも、予算に関することもそこで共有しまして、実際に活動されている方はほとんどがボランティアさんで、私立の保育園、幼稚園でサロンをやっているところもありますし、それ以外にもボランティアさんでサロンをやっているというところもございますので、横の連携が図れるように、ネットワーク事業をやってみましたので、引き続き横の連携がとれるように、こういう意見交換ができる場を継続して作っていければなと思っています。

	利用人数が減ってきている中で、目標数値をそのままにしているのはどうかというお話もございました。目標数値が少し大きいかなというところもありますので、実態に即して目標数値を見直すこともしていきたいと考えております。
植木子育て支援課長	こどもの居場所づくりについてお答えします。 14 ページの 32 番に掲げている 6 つの施設のうち、今利用者数を把握している加須児童館、花崎児童館、利根川こども館の 3 施設の令和 6 年度の年間利用者数を申し上げますと、加須児童館が約 1 万人、花崎児童館は 1 万 2 千人、利根川こども館が 2 万人です。これらの利用施設の利用者は、小さい親子連れ、未就学児、あとは、小学生、中学生という年齢層になっております。 先ほどのコミュニティセンターの中にあるキッズルームについて、どれくらいの利用があるのか把握しておりませんけれども、以前、不動岡コミュニティセンターの職員に伺ったところ、けっこう土日にも人が来ているということでした。 時間も、コミュニティセンターが開いている時間は利用できるということでした。コミュニティセンターのキッズルームは仕事帰りの親御さんが少し寄ってお子さんと遊べる場所ですので、必要なところかなと思っています。 全天候型の施設については、周辺の市で整備が進んでいます。民間と協力してというお話もありましたので、そういったご意見もあるということで、今後の居場所づくりの参考にさせていただきたいと思います。
議長（村山会長）	それでは予定の時間がまいりましたので、以上で終了とさせていただきます。 本日予定していた議事はすべて終了しました。長時間にわたり、ありがとうございます。 今後とも、本会議の目的が達成されますよう、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、議長の務めを終わらせていただきます。
斉藤子育て支援課主幹	6　その他 （次回の会議の開催予定について事務連絡）
小勝副会長	7　閉会あいさつ

会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 7年 8月 7日

署名 村山祐一